

郡上市選挙執行体制の見直し方針(案)

- 本編 -

選挙当日における投票所開始時刻、閉鎖時刻及び開票開始時刻の見直し

令和8年7月

郡上市選挙管理委員会

1. 趣旨

期日前投票制度の定着による有権者が投票しやすい投票機会の広がりにより、選挙執行体制の見直しを進めるもの。期日前投票制度の定着による有権者の投票行動の変化から当日投票者が減少し、特に当日投票における7時から8時、18時以降の投票者が少ない状況となっていることを踏まえ、令和9年4月に行われる予定の岐阜県議会議員選挙から投票所開始時刻を8時から、投票所閉鎖時刻を18時とする。併せて、投票所閉鎖時刻の見直しにより開票開始時刻を20時とする。

2. 投票所開始時刻、閉鎖時刻及び開票開始時刻の見直し（案）について

当日投票所開始時刻（現行）	当日投票所開始時刻（繰り下げ後）（案）
7時（全投票所）	8時（全投票所）

当日投票所閉鎖時刻（現行）	当日投票所閉鎖時刻（繰り上げ後）（案）
18時（10箇所） 19時（23箇所） 20時（3箇所）	18時（全投票所）

※ 冬季選挙における石徹白投票所の投票所閉鎖時刻は16時（現行）とする。

開票作業開始時刻（現行）	開票作業開始時刻（変更後）（案）
20時50分	20時

3. 実施理由と効果

①投票管理者・投票立会人の負担

投票管理者・投票立会人は、自治会からの選出（推薦）となっているが、自治会員の高齢化や減少により選出が難しく、また長時間の拘束となることから負担となっている。

《効果》

投票時間の短縮により拘束時間を縮減することで負担軽減となる。

②開票作業に係る負担

開票作業の終了時刻が午前0時を超える深夜作業となることもあり、開票立会人や、選挙結果を待つ選挙人の負担となっている。

《効果》

開票開始時刻を早めることで開票終了時刻も早まり、開票立会人等の負担軽減となる。

③職員の負担及び人件費

職員数の減少から投票事務と開票事務を兼ねる職員がほとんどであり、早朝から深夜にかけての長時間労働となるため、疲労に伴うミスや体調不良等が懸念される。

《効果》

職員の長時間労働の是正が図られるとともに、疲労軽減による事務ミスの防止や体調不良リスクの低減が図られる。併せて、労働時間の削減により人件費等の予算削減にもつながる。

4. 近年の選挙における市の時間別投票状況

○当日総投票者数に占める時間帯別の投票者数の割合

(表1)

時間帯/選挙	R4 参院	R6 市長	R6 衆院	R7 知事	R7 参院	R8 衆院	平均
7時-8時	6.56%	6.37%	7.62%	4.28%	8.79%	3.76%	6.23%
8時-9時	11.96%	13.86%	14.51%	6.91%	13.99%	7.68%	11.49%
9時-10時	18.78%	19.30%	17.54%	15.36%	17.92%	15.20%	17.35%
10時-11時	14.51%	16.63%	14.05%	19.51%	12.81%	18.18%	15.95%
11時-12時	10.40%	10.03%	8.89%	13.55%	8.91%	13.45%	10.87%
12時-13時	6.60%	6.28%	7.42%	7.09%	5.53%	7.60%	6.75%
13時-14時	7.97%	7.61%	7.97%	8.84%	7.42%	9.53%	8.22%
14時-15時	5.71%	5.25%	6.32%	6.93%	5.44%	7.07%	6.12%
15時-16時	5.31%	4.72%	5.20%	6.65%	4.13%	5.85%	5.31%
16時-17時	5.31%	4.04%	4.89%	4.59%	5.11%	5.44%	4.90%
17時-18時	3.63%	3.83%	3.72%	3.68%	5.51%	3.79%	4.03%
18時-19時	3.02%	2.04%	1.73%	2.40%	4.06%	2.26%	2.59%
19時-20時	0.24%	0.04%	0.15%	0.23%	0.38%	0.18%	0.20%

5. 見直しにあたっての考え方

期日前投票所の投票時間は、現行どおり8時30分から20時までとする。

郡上市における期日前投票者数の割合は、直近5年計6回の選挙を平均しても77.55%（表2：有権者の投票行動の状況）と非常に高い投票率であり、上記の「2. 投票所開始時刻、閉鎖時刻及び開票開始時刻の見直し（案）について」のとおり時刻を変更しても投票率の低下等の影響は低いと考える。

○有権者の投票行動の状況

(表2)

選挙名	当日 投票者数	期日前 投票者数	不在者 投票者数	全 投票者数
R4 参議院	5,761人 (24.09%)	17,969人 (75.13%)	188人 (0.78%)	23,918人
R6 市長市議	7,006人 (27.37%)	18,399人 (71.89%)	188人 (0.74%)	25,593人
R6 衆議院	5,273人 (21.98%)	18,552人 (77.32%)	169人 (0.70%)	23,994人
R7 県知事	3,881人 (19.33%)	16,020人 (79.81%)	173人 (0.86%)	20,074人
R7 参議院	4,503人 (19.48%)	18,417人 (79.69%)	192人 (0.83%)	23,112人
R8 衆議院	3,933人 (16.83%)	19,250人 (82.37%)	186人 (0.80%)	23,369人
平均	5,059人 (21.67%)	18,101人 (77.55%)	182人 (0.78%)	23,343人

《参考法令》

■公職選挙法

(投票所の開閉時間)

第 40 条 投票所は、午前 7 時に開き、午後 8 時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を 4 時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあっては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

(期日前投票所の開閉時間) ※法第 48 条の 2 第 6 項により法第 40 条を読替えたもの

第 40 条 投票所は、午前 8 時 30 分に開き、午後 8 時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。

一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が 1 である場合 期日前投票所を開く時刻を 2 時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を 2 時間以内の範囲内において繰り下げること。

二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が 2 以上である場合（午前 8 時 30 分から午後 8 時までの間において、いずれか 1 以上の期日前投票所が開いている場合に限る。） 期日前投票所を開く時刻を 2 時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を 2 時間以内の範囲内において繰り下げること。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知しなければならない。

(開票の場所及び日時 of 告示)

第 64 条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票日)

第 65 条 開票は、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行う。

※ 平成 9 年法改正：平成 10 年 6 月 1 日から閉所時間が午後 6 時から午後 8 時となった。

※ 平成 12 年法改正：許可制から届出制となった。

※ 平成 15 年法改正：期日前投票制度が導入された。